

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第二号様式中「~~海~~」を「~~海~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。